

令和7年度広報力向上研修事業業務委託企画提案募集要領

1 業務の名称

令和7年度広報力向上研修事業業務委託（以下「本事業」という。）

2 業務の概要

(1) 業務の目的

鹿児島県（以下「県」という。）では、個別の政策に関する広報について、各部局がこれまでの経験に基づく個々の判断により実施してきており、組織全体として既存の広報媒体の効果的な活用や、本県職員（以下「職員」という。）の広報力向上に向けた取組を昨年度から行っているところである。

本事業では、その取組を継続するため、職員を対象に、広報戦略の策定力の向上に資する研修を実施し、職員の広報力を向上させることにより、広報を有効活用した県の取組への県民の理解と参加の促進を図る。

(2) 業務の内容

別添令和7年度広報力向上研修事業業務委託に係る仕様書(案)のとおり

(3) 履行期限

令和8年1月31日

(4) 予算上限額

2,671千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。

3 事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県 総務部 広報課 広報係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-2098

FAX：099-286-2119

メールアドレス：prkoho@pref.kagoshima.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号の全ての基準を満たす者のみ企画提案に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 都道府県税の未納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (6) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (7) 国や地方自治体等から受注した同種又は類似の業務実績を有している者であること。

5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和 7 年 5 月 19 日（月）
- (2) 質問受付期限 令和 7 年 5 月 23 日（金）
- (3) 質問回答 令和 7 年 5 月 28 日（水）
- (4) 参加意向申出書提出期限 令和 7 年 6 月 5 日（木）
- (5) 企画提案書等提出期限 令和 7 年 6 月 12 日（木）
- (6) 審査（プレゼンテーション） 令和 7 年 6 月 20 日（金）（予定）
- (7) 審査結果通知 令和 7 年 6 月下旬（予定）
- (8) 契約締結 令和 7 年 6 月下旬～7 月上旬（予定）

※ 事前説明会は開催しない

※ 提出書類等は全て午後 5 時必着とする。

6 本事業及び企画提案に関する質問の受付

本事業及び企画提案に関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式 1）を提出すること。

- (1) 提出期限
令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで（必着）

- (2) 提出方法
電子メールにて上記 3 のメールアドレス宛てに送信すること。

件名は「質問：令和 7 年度広報力向上研修事業企画提案募集」とする。電子メール以外での質問書の提出は受け付けない。

- (3) 回答
質問者には随時回答するとともに、企画提案への参加を希望する者に広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せて、質問及び回答を県ホームページで公表する。

7 参加意向申出書の提出

企画提案への参加を希望する者は、参加意向申出書（様式 2）、参加資格確認申請書（様式 3）、事業者概要書（様式 4）を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて上記 3 のメールアドレス宛てに送信すること。

件名は「参加意向申出書：令和 7 年度広報力向上研修事業企画提案募集」とする。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 12 日（木）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出場所

上記 3 に同じ

(3) 提出方法

郵送又は午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間（土日祝日を除く。）に持参すること。

(4) 提出書類

ア 企画提案書鑑（様式 5）

イ 企画提案書（様式任意）

- ・ 様式は任意とするが、A 4 判又は A 3 判を使用し、カラー印刷とすること。
- ・ 各研修のカリキュラムや講師について、分かりやすく提案すること。
- ・ 仕様書に掲載された委託業務以外に、本事業の趣旨・目的に適った独自の提案があれば記載すること。

ウ 見積書及び見積内訳書（様式任意）

- ・ 宛名は「鹿児島県知事 塩田 康一」とし、会社の代表者印を押印すること。
- ・ 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を見積書に記載すること。

エ 業務実施体制調書（様式 6）

オ 国や地方自治体等から受注した同種又は類似の業務実績（様式 7）

(5) 提出部数

上記(4)一式 7 部

(6) その他

ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

イ 見積金額は、企画提案の審査対象とする。

ウ 提出書類は、原則として返却しない。

9 委託予定事業者の選定方法

(1) 企画提案内容に係るプレゼンテーションの実施

企画提案参加者は、提出した企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは、オンラインで実施することとし、実施できなかった者は失格とする。

ア 日 時

令和 7 年 6 月 20 日（金）に実施予定とする。

イ 説明時間

参加者一人当たりの説明時間は 15 分以内とし、説明終了後、5 分程度の質疑応答時間を設ける。

ウ 説明者等

説明は、原則として本事業を担当する総括責任者が行う。

エ その他

プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

(2) 提案内容の評価

提出された提案書及び上記(1)のプレゼンテーションの内容を踏まえ、別表「委託候補者選定評価基準」に示す項目を基に、令和7年度広報力向上研修事業業務委託企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において採点評価を行う。

(3) 企画提案内容の採否

ア 契約の相手方候補者の決定

選定委員会での採点評価の結果、本事業に係る企画・運營業務に関し、総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い参加者を、契約の相手方候補者（以下「候補者」という。）として決定する。

イ 審査結果の通知

(ア) 通知日

令和7年6月下旬（予定）

(イ) 通知方法

プレゼンテーションに参加した全ての者に対し、文書又は電子メールにより通知する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

11 契約

選考で候補者に決定した事業者は、提案した事業内容に基づき委託者と委託契約を締結するものとする。

(1) 契約内容の協議と調整

委託契約の締結にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを予め約

束するものではない。したがって、候補者と県は、企画提案書の内容をもとに、義務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。

(2) 交渉が整わない場合

交渉が整わない場合は、審査の結果次点とされた者を候補者とし、交渉を行う。

(3) 委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、2(4)に定める額を上限とする。

(4) 業務の再委託

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

12 その他

(1) 本企画提案に要する一切の費用は、企画提案参加者の負担とする。

(2) 県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 本件に関する事項の質疑については、上記6で受け付ける。

(4) 応募後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

（別表）委託候補者選定評価基準

評価項目	評価事項	評価点
業務内容における企画及び提案力 (30点)	① 本業務の趣旨及び目的に沿った提案となっているか。	10点
	② 広報戦略の策定力の向上に効果的な研修内容が設計されているか。	7点
	③ 提案者の強みを活かした独自の工夫が見られる（独自性のある）提案があるか。	3点
	④ ワークショップ（グループワーク）等の内容が充実したものとなっているか。	10点
業務体制・実績等 (15点)	⑤ 提案された内容が適切に実行できる体制となっているか。	10点
	⑥ 国や地方自治体等から受注した同種又は類似の業務実績が十分なものであるか。	5点
見積額 (5点)	⑦ 必要経費が適切に計上されており、各経費の使途が事業内容に対して適切か。	5点
合 計		50点